

特定非営利活動法人 泳愛倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 泳愛倶楽部という。

英語表記は「AI-club」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を

名古屋市中千種区桜が丘 90 番地 ソミュール桜が丘 A 棟 1 階 B に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、水泳を通じて健康の保持・増進、競技力の向上、生涯学習の促進を図るとともに、特に高齢者や子ども、障がい者等を対象とした運動機会の提供及び地域住民同士の交流機会を創出し、もって地域社会の福祉と文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① マスターズ水泳大会参加・競技力向上支援事業
- ② 初心者・子ども向け水泳教室事業
- ③ 地域交流イベント事業
- ④ 高齢者向けアクアエクササイズ事業

(2) その他の事業

- ① 会員親睦会事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、

利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非常利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 飯田 彰

副理事長 西脇 巧
同 新美 たつ代
理事 岩田 英嗣
同 室園 幸志
同 田中 里珠
同 早川 美咲
監事 梶原 雅和

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 2,000円 年会費 2,000円

(2) 賛助会員 入会金 20,000円 年会費 20,000円

ただし、初年度は徴収をしない。

役員名簿

特定非営利活動法人 泳愛倶楽部

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	イイダ アキラ 飯田 彰		無
理事	ニシワキ タクミ 西脇 巧		無
理事	ニイミ タツヨ 新美 たつ代		無
理事	イワタ ヒデツグ 岩田 英嗣		無
理事	ムロゾノ コウジ 室園 幸志		無
理事	タナカ リマ 田中 里珠		無
理事	ハヤカワ ミサキ 早川 美咲		無
監事	カジワラ マサカズ 梶原 雅和		無

設立趣旨書

1. 趣旨

本法人は、水泳を通じて自主的な活動を行ってきた任意団体「泳愛倶楽部」の有志により設立されるものである。私たちは、地域の仲間と共に水泳を楽しみ、心身の健康維持を目的とした活動が続けてきたが、近年はマスタース水泳大会への出場を通じて、年齢を問わず競技力の向上に取り組む機会が増えている。

水泳は、年齢・性別を問わず生涯にわたって取り組めるスポーツであり、競技としての水泳を継続することは、体力の維持に加え、達成感や自己肯定感の向上、仲間との連帯感の醸成など、多方面にわたる効果が期待できる。

今後は、こうした活動を地域社会へ広げ、子どもや初心者、高齢者、障がいのある方々にも水泳に親しんでもらえるよう、水泳指導や健康増進プログラムを展開していく。これらを着実に実現するため、私たちは特定非営利活動法人として法人格を取得し、公益的な役割を果たす団体として、地域に根ざした活動を推進していく所存である。

2. 設立に至るまでの経緯

当団体は、「いつまでも元気で泳ぎたい」「仲間と楽しみたい」「学生時代を思い出して泳ぎたい」といった思いを持つ有志により、2007年1月に任意団体として活動を開始しました。水泳を通じて人とつながり、地域の健康づくりに貢献してきました。

しかし、助成金申請や施設利用、関係機関との連携において、法人格がないことによる制約が少なくありませんでした。こうした課題を解決し、今後の活動をより安定的かつ信頼あるものにするため、2024年から役員間で協議を重ねてきました。

その結果、特定非営利活動法人としての設立を決意しました。今後も地域に根ざし、多様な世代とともに健やかな暮らしとスポーツ文化の発展に努めてまいります。

令和7年6月15日

特定非営利活動法人 泳愛倶楽部

設立代表者

飯田 彰

特定非営利活動法人 泳愛倶楽部
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容を多くの市民に知っていただくため、広報委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① マスタース水 泳大会参加・ 競技力向上支 援事業	・マスタース水泳大会へ の参加支援・大会前の 強化練習 ・水中映像や講習会に よる技術指導	(A) 通年 (B) 名古屋市 および周辺の 公認プール (C) 5～6 人 (コーチ・引率等)	(D) 競技志向の 成人～高齢者 (E) 約 30 人	30
② 初心者・子ど も向け水泳教 室事業	・短期水泳教室 ・初級者向け教室 ・水慣れ、基本泳法指導 ・保護者向け安全講座	(A) 12 月 (B) 地域公共 プール (C) 3 人 (コーチ 1 人＋アシスタ ント 2 人)	(D) 地域の 子ども・水泳 初心者 (E) 約 10 人	10
③ 地域交流イベ ント事業	・スポーツ交流イベント ・防災連携＋体験型安全 教育	(A) 年 1～2 回開催 (B) 名古屋市内 スポーツ施設 (C) 5 人 (イベント 運営・講師等)	(D) 地域住民 (親子、初心者、 関心層) (E) 約 30 人	20

④ 高齢者向けア クアエクササ イズ事業	・アクアエクササイズ 教室 ・「体力チェック& 個別プラン」開催	今年度実施なし	今年度実施なし	—
-------------------------------	---	---------	---------	---

60,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 会員親睦会 事業	・会員交流会（懇親会・活動報告を 兼ねる） ・新規会員との顔合わせ、交流促進 を目的とした企画・簡単なレクリ エーションや報告会	(A) 年1回（冬頃） (B) 名古屋市内施設 または飲食施設 (C) 40人	50

50,000

特定非営利活動法人 泳愛倶楽部
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・初年度の事業を継続し、内容の充実と対象者の拡大を図る。
- ・広報委員会の活動を発展させ、地域への認知向上と参加促進を進める。
- ・地域団体等との連携を深め、事業の安定的な運営体制を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① マスターズ水 泳大会参加・ 競技力向上支 援事業	・ マスターズ水泳大会への参加支援・大会前の強化練習 ・ 水中映像や講習会による技術指導	(A) 通年 (B) 名古屋市・大会開催地・合宿施設（県内外） (C) 約7人（コーチ、引率等）	(D) 競技志向の成人～高齢者 (E) 約30人	200
② 初心者・子ども向け水泳教室事業	・ 短期水泳教室 ・ 初級者向け教室 ・ 水慣れ、基本泳法指導 ・ 保護者向け安全講座	(A) 春～夏中心、週末＋短期連続 (B) 地域公共プール・福祉施設等 (C) 4人（コーチ1人＋アシスタント3人）	(D) 子ども・初心者・特別支援児等 (E) 約70名	200

③ 地域交流イベント事業	・スポーツ交流イベント ・防災連携＋体験型安全教育	(A) 夏・秋(2回) (B) 名古屋市および隣接市のスポーツ施設 (C) 6人(運営・講師)	(D) 地域住民(親子、初心者、関心層) (E) 約100人	200
④ 高齢者向けアクアエクササイズ事業	・アクアエクササイズ教室 ・「体力チェック＆個別プラン」開催	(A) 通年(四半期に1回) (B) 名古屋市内スポーツ施設 (C) 4人(インストラクター2人＋補助2人)	(D) 地域の高齢者(介護予防対象含む) (E) 約60人	50

600,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員親睦会事業	・会員交流会(懇親会・活動報告を兼ねる) ・新規会員との顔合わせ、交流促進を目的とした企画・簡単なレクリエーションや報告会	(A) 夏・冬(年2回) (B) 名古屋市内施設 または飲食施設 (C) 60人	100

100,000

活動予算書

法人成立の日から 令和7年12月31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			0
賛助会員受取入会金			0
正会員受取会費			0
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
マスターズ水泳大会参加・競技力向上支援事業	0		0
初心者・子ども向け水泳教室事業	0		0
地域交流イベント事業	0		0
高齢者向けアクアエクササイズ事業		50,000	50,000
会員親睦会事業			
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	100,000	50,000	150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	20,000		20,000
専門家謝金	20,000		20,000
印刷製本費	0		0
新聞図書費	10,000		10,000
会議費	5,000	20,000	25,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	0		0
賃借料	0	30,000	30,000
その他経費計	60,000	50,000	110,000
事業費計	60,000	50,000	110,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	15,000		15,000
専門家謝金	15,000		15,000
印刷製本費	0		0
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	0		0
通信運搬費	0		0
消耗品費	0		0
水道光熱費	0		0
賃借料	0		0
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	0		0
その他経費計	40,000	0	40,000
管理費計	40,000	0	40,000
経常費用計	100,000	50,000	150,000
当期経常増減額	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年1月1日 から 令和8年12月31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			0
正会員受取入会金			0
賛助会員受取入会金	100,000		100,000
正会員受取会費	156,000		156,000
賛助会員受取会費	100,000		100,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
マスターズ水泳大会参加・競技力向上支援事業	0		0
初心者・子ども向け水泳教室事業	0		0
地域交流イベント事業	0		0
高齢者向けアクアエクササイズ事業		100,000	100,000
会員親睦会事業			
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	856,000	100,000	956,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
業務委託費	240,000		240,000
専門家謝金	180,000		180,000
会費	70,000		70,000
印刷製本費	50,000		50,000
新聞図書費	30,000		30,000
会議費	0	50,000	50,000
旅費交通費	20,000		20,000
通信運搬費	0		0
賃借料	60,000	50,000	110,000
その他経費計	650,000	100,000	750,000
事業費計	650,000	100,000	750,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
業務委託費	120,000		120,000
専門家謝金	30,000		30,000
印刷製本費	0		0
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	10,000		10,000
通信運搬費	0		0
消耗品費	20,000		20,000
水道光熱費	0		0
賃借料	0		0
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	6,000		6,000
その他経費計	206,000	0	206,000
管理費計	206,000	0	206,000
経常費用計	856,000	100,000	956,000
当期経常増減額	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0